

知っていますか??

日野市公契約条例



公契約条例とは??

日野市が発注する工事請負等の契約において、その現場に従事される方の

“労働報酬下限額”

(=賃金の下限額) を定め、労働条件の確保や公共事業の質の向上を図ることを目的とした条例です。

日野市では、地域経済の活性化と市民の福祉の向上に寄与することを目的に、平成30年10月1日より施行されました。

労働報酬下限額とは?

その現場における“賃金の下限額”で、受注者は労働者に対し労働報酬下限額以上の賃金を支払うことが義務付けられます。

(労働報酬下限額は、裏面をご覧ください)



!! あなたの賃金は大丈夫ですか? !!

「この現場での賃金が労働報酬下限額を下回っている」場合は市や元請業者などに申し出をすることができます。

※「受注者は、申し出をしたことを理由として解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いをしてはならない」と条例に定めています。

令和6年度労働報酬下限額

単位：円（1時間当たり）

No.	職種	労働報酬下限額	No.	職種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	3,007	27	普通船員	3,135
2	普通作業員	2,699	28	潜水土	5,015
3	軽作業員	1,870	29	潜水連絡員	3,666
4	造園工	2,752	30	潜水送気員	3,560
5	法面工	3,358	31	山林砂防工	3,262
6	とび工	3,315	32	軌道工	5,780
7	石工	3,337	33	型わく工	3,188
8	ブロック工	3,103	34	大工	3,060
9	電工	3,199	35	左官	3,273
10	鉄筋工	3,284	36	配管工	2,869
11	鉄骨工	2,975	37	はつり工	3,039
12	塗装工	3,475	38	防水工	3,634
13	溶接工	3,592	39	板金工	3,443
14	運転手（特殊）	3,071	40	タイル工	2,850
15	運転手（一般）	2,508	41	サッシ工	3,230
16	潜かん工	3,730	42	屋根ふき工	2,024
17	潜かん世話役	4,420	43	内装工	3,326
18	さく岩工	3,783	44	ガラス工	3,177
19	トンネル特殊工	3,602	45	建具工	2,859
20	トンネル作業員	3,124	46	ダクト工	2,869
21	トンネル世話役	4,080	47	保温工	2,784
22	橋りょう特殊工	3,496	48	設備機械工	2,805
23	橋りょう塗装工	3,570	49	交通誘導警備員A	2,019
24	橋りょう世話役	4,091	50	交通誘導警備員B	1,764
25	土木一般世話役	3,294	51	建築ブロック工	2,940
26	高級船員	3,889			

!! 申出先 !!

○受注者

○日野市役所 総務課契約係

〒191-8686 日野市神明1-12-1 日野市役所4階

☎042-514-8132（直通）